

国の月次支援金や県の感染拡大防止協力金等を受けられなかった事業者へ

恵那市売上減少事業者月次支援金のお知らせ

緊急事態措置の影響等で売上が減少した、国や県の支援制度に該当しない市内事業者を支援するため、恵那市が月次支援金を支給します。裏面「補助対象確認フローチャート」を参照いただき、該当する場合は申請手続きが必要です。

支給対象者

- ①市内で、主に個人向けに商品やサービスの提供を行う事業を営む中小法人又は個人事業主等
 - ②①の事業所へ継続して商品やサービスの提供を行う事業者※対象業種の具体例：宿泊業、飲食サービス業、卸売・小売業、交通運輸業、生活関連サービス業、娯楽業、観光業、教育関連業等
- 店舗等において下記の新型コロナウイルス感染防止対策に取り組んでいること。
 - ・感染防止対策の実施
 - ・新型コロナ対策実施店舗向けステッカーの掲示
 - ・岐阜県感染警戒QRコードの掲示
- 国の月次支援金の対象事業者でないこと。
- 岐阜県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金(第7弾)の対象事業者でないこと。
- 岐阜県売上減少事業者支援金の対象事業者でないこと
- 本年8月・9月の売り上げが、前年(又は前々年)同月と比べて減少率が1%以上 30%未満であること。

支援金額

中小法人 上限 10万円/月 個人事業主等 上限 5万円/月

※8月・9月の月ごとに支援金額を計算しますので、中小法人は最大20万円、個人事業主等は最大10万円の支給となります。

申請期間

令和3年11月1日(月曜日)から

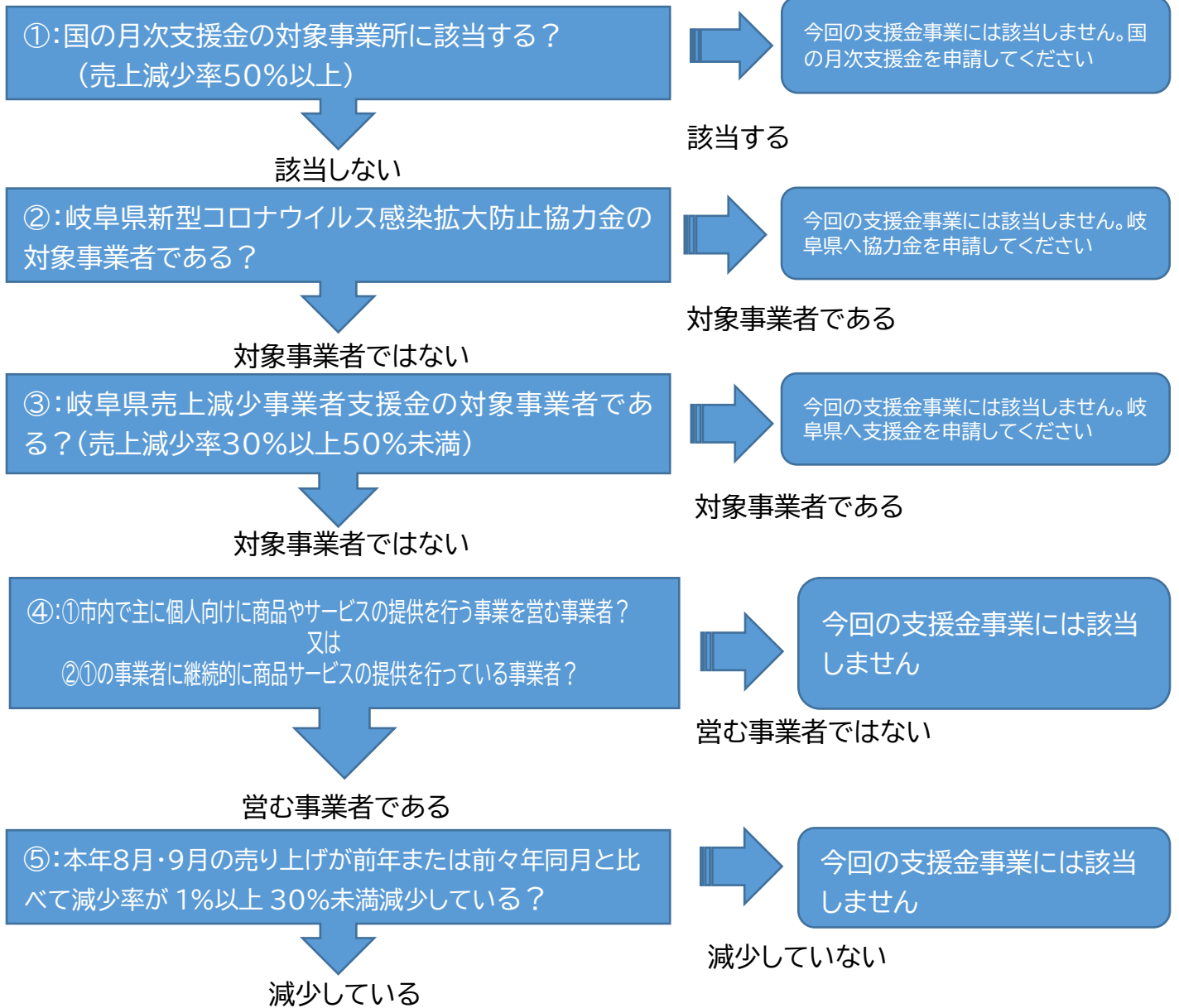
提出書類

- 恵那市売上減少事業者月次支援金交付申請書(兼請求書)
- 「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」と「岐阜県感染警戒QRコード」が店頭などに掲示してあることが分かる写真
- 売上が減少していることが分かる書類(確定申告書の写しや売上台帳など)
- 市税の滞納がないことを証明する書類

提出・問い合わせ先

持参または郵送で下記へ提出して下さい
〒509-7292 恵那市長島町正家1-1-1 恵那市役所商工課(西庁舎3階)
電話番号 0573-26-2111

支援金対象確認フローチャート



支援金の対象事業者になります

申請に必要な事項

恵那市売上減少事業者月次支援金の対象となった事業者は、以下の確認事項をご覧ください、実施していない場合は必ず対応してから申請してください。

確認事項	実施していない場合	実施している場合
新型コロナウイルス感染症対策を実施している？	➡感染症対策を実施してください	店舗などに掲示している「ステッカー」と「QRコード」が分かる写真を申請書に添付して、申請手続きをしてください
新型コロナ対策実施店舗向けステッカーを掲示している？	➡市役所商工課でステッカーを入手してください	
岐阜県感染QRコードを掲示している？	➡岐阜県へQRコードを申請して、入手してください	

※小規模事業者事業活動支援金(1~3月)及びまん延防止措置等の影響緩和に係る月次支援金(4~6月)も受付中です。